

2020年9月25日

住友生命保険相互会社

「たのしみグローバルⅡ」の発売について

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 橋本 雅博、以下「住友生命」）は、2020年10月1日から金融機関・保険ショップ等の代理店において外貨建一時払個人年金保険「たのしみグローバルⅡ（指数連動プラン）※¹」「たのしみグローバルⅡ（定率増加プラン）」を発売します。2018年8月に発売以来ご好評をいただいております「たのしみグローバル（指数連動プラン）※¹」「たのしみグローバル（定率増加プラン）」をさらにレベルアップした商品です。

※¹ 株式会社三井住友銀行およびSMB C日興証券株式会社では「たのしみステップⅡ」の名称で販売します（現行商品は「たのしみステップ」の名称です）。

＜たのしみグローバルⅡ（指数連動プラン）のポイント※²>

現行の「増加率の上限」を撤廃し、低金利下においても「より増えるたのしみ」をお持ちいただけるようレベルアップしました。

ポイント①…増えるたのしみ：指数の上昇率に連動して積立金が増加します

毎年の判定日に、前年の判定日に比べて指数が上昇すれば、契約応当日に積立金が指定通貨（米ドルまたは豪ドル）建で増加するしくみの年金です。積立金の増加率は、指数の上昇率に連動率を乗じて計算されます。

ポイント②…減らない安心：指数が下落しても積立金は減少しません

指数の下落が続いた場合や、下落した場合でも、積立金は指定通貨（米ドルまたは豪ドル）建で減少しません。保険料を債券等に投資することで元本を確保し、得られる毎年の利息を、積立金を増やすためのしくみの財源に活用することにより、「守りながら増やす」しくみを実現しています。

ポイント③…前年比で判定：毎年増やせる楽しみを持つことができます

指数の上昇率は前年比で判定されるため、一度でも判定日の指数が前年の判定日と比べて上昇していれば、積立金は指定通貨（米ドルまたは豪ドル）建で一時払保険料を上回ります。

＜たのしみグローバルⅡ（定率増加プラン）のポイント※²>

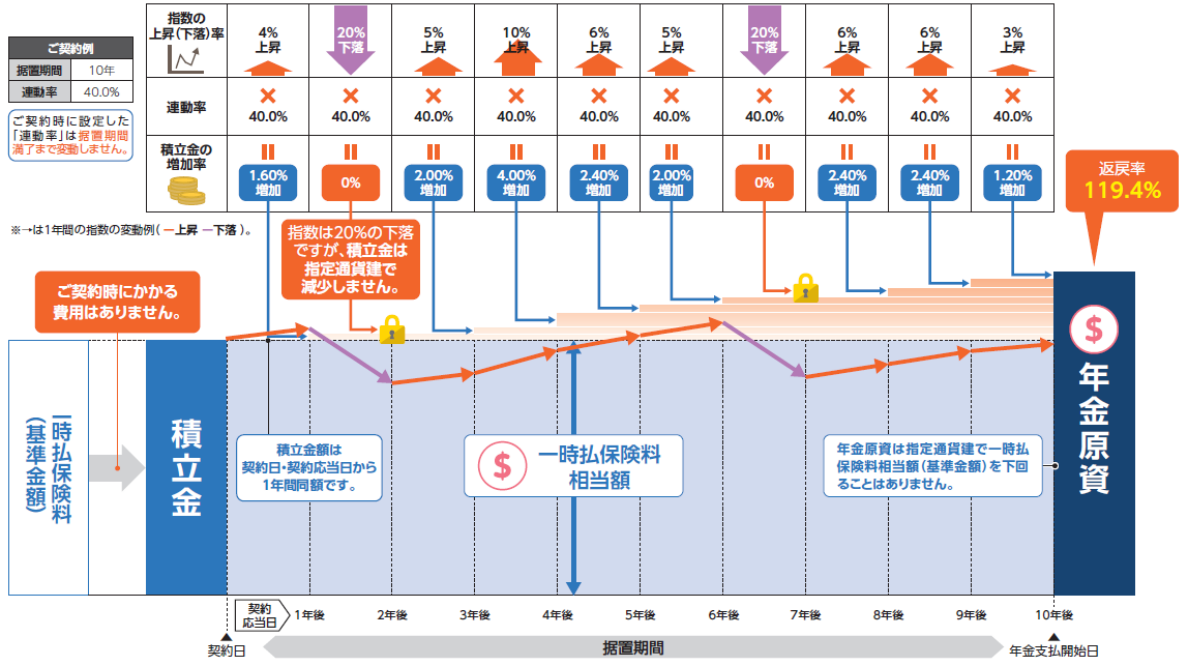
積立金をご契約時に設定した積立利率と経過年月数に応じて複利で増加し、ご契約時に指定通貨（米ドルまたは豪ドル）建で年金原資が確定します。

※² 両プランともにご契約時の初期費用の負担はなく、無告知で幅広い年齢のお客さまにお申込みいただけます。

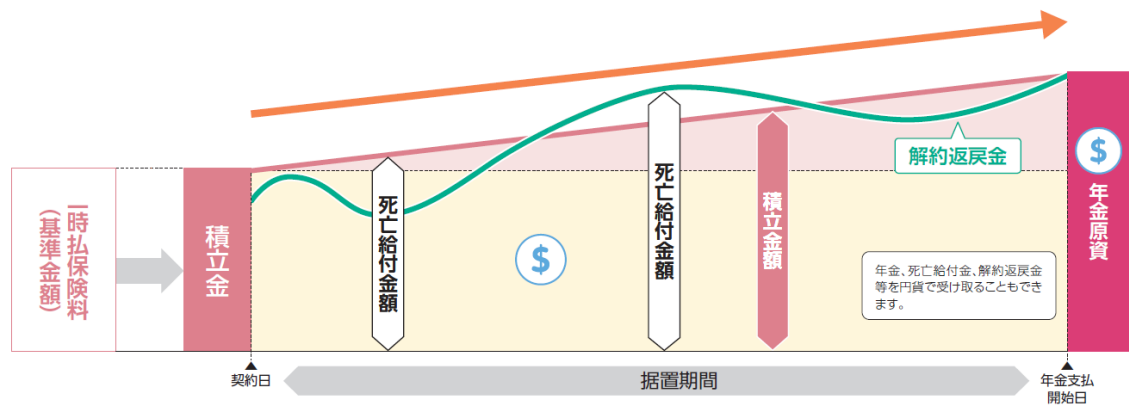
1. 商品内容

a. しくみ図（イメージ）

【たのしみグローバルⅡ（指数連動プラン）】



【たのしみグローバルⅡ（定率増加プラン）】



【両プラン共通】

解約返戻金について	解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。また、解約返戻金には解約控除が適用されます。
死亡給付金について	死亡給付金は積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。

b. ご契約の諸基準

約款名称	5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険（一時払い）（20）	
指定通貨 ^{※3}	米ドル、豪ドル	
据置期間 ^{※3} と契約年齢範囲 ^{※4}	据置期間 5年	確定年金 0歳～90歳
		年金総額保証付終身年金 35歳～90歳
	据置期間 10年	確定年金 0歳～85歳
		年金総額保証付終身年金 30歳～85歳
払込金額の取扱単位 ^{※5}	米ドル：1セント単位、豪ドル：1セント単位、 円貨：1万円単位	
最低払込金額 ^{※5}	米ドル：10,000米ドル、豪ドル：10,000豪ドル、円貨：100万円	
最高一時払保険料 ^{※6}	15億円	
保険料払込方法	一時払いのみ	
告知	なし（告知、医師による診査不要）	
付加できる特約等 ^{※5}	目標到達時円建年金保険変更特約、保険料円貨払込特約（一時払い）、 保険料指定外通貨払込特約、保険契約者代理特約、 被保険者代理特約、後継年金受取人指定特約、 円建年金保険変更制度、円貨支払制度	

※3 金利情勢によっては、お取扱いできない指定通貨、据置期間があります。

※4 契約年齢は契約日時時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。

※5 取扱金融機関によって異なる場合があります。

※6 最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて一時払保険（基準金額）を円換算した金額（払込金額が円貨の場合は円貨払込額）にて判定します。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけない場合があります。

2. この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

a. 解約返戻金額が一時払保険料（基準金額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。市場価格調整および解約控除により、解約返戻金額が一時払保険料（基準金額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

b. 為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合、または円建年金保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、年金支払開始時、請求時または変更時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

・円貨での受取額は、為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなる
ことがあります。

・円貨での受取額は、契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。

3. 諸費用に関する事項の概要について

a. 契約後にかかる費用

- ・死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率や連動率の計算にあたってあらかじめ差し引いています（別途お払い込みいただくものではありません）。
- ・上記費用のほかに、お客さまが間接的に負担する費用として、指数関連費用があります。指数関連費用は、指数の上昇率を計算する際に差し引かれる費用で、本費用を間接的に負担していることとなります。

<解約や円建年金保険へ変更等する場合>

解約や円建年金保険へ変更等する場合に解約返戻金額を計算する際は、基準金額に一定割合（契約日からの経過年数に応じた所定の控除率）を乗じた金額を差し引きます（解約控除）。

<年金を受け取る場合>

年金支払期間中は、年金を管理するための費用として、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の応当日に差し引きます。

b. 通貨を換算する場合にかかる費用

保険料を円貨または指定通貨以外の外貨（米ドルまたは豪ドル）で払い込む際や、年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る際等の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

c. 外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨（米ドルまたは豪ドル）で払い込む際や、年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

このニュースリリースは5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険（一時払い）(20)の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したのではなく、保険募集に際して使用することを目的としたものではありません。詳細につきましては「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご確認ください。